

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 長洲町

令和8年7月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.5 %
全職員	73.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.5 %
本庁課長補佐相当職	96.5 %
本庁係長相当職	93.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.0 %
31～35年	94.6 %
26～30年	89.7 %
21～25年	87.5 %
16～20年	86.4 %
11～15年	92.5 %
6～10年	93.6 %
1～5年	101.6 %

【説明欄】

本町の給与制度は、条例に基づく給料表により決定しており、同一の職務の級及び号給であれば、男女で給料額に差はありません。一方で、全職員における男女の給与の差異は73.5%となっており、これは、任期の定めのない常勤職員に男性が多く、会計年度任用職員等の任期の定めのない常勤職員以外の職員に女性が多いことが主な要因と考えられます。

また、任期の定めのない常勤職員においては、役職段階、勤続年数、扶養手当・住居手当等の受給状況などにより差異が生じているものと考えられます。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	20.0 %

【説明欄】

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は 20.0%となっています。

本町では、職員の能力、経験、適性等を踏まえた人事配置及び登用を行っていますが、管理的地位にある職員については、現時点では男性職員の割合が高い状況にあります。

今後は、女性職員が将来の管理職候補として必要な経験を積むことができるよう、係長職、課長補佐職等への計画的な配置、人材育成、研修機会の確保に努め、女性職員の登用につながる環境整備を進めます。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	20.0 %
本庁課長補佐相当職	19.2 %
本庁係長相当職	31.0 %

【説明欄】

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合は、本庁課長相当職で 20.0%、本庁課長補佐相当職で 19.2%、本庁係長相当職で 31.0%となっています。

係長相当職では一定の女性職員の登用が進んでいる一方で、課長補佐相当職及び課長相当職では女性職員の割合が低い状況にあります。

今後は、係長相当職から課長補佐相当職、課長相当職へとつながる人材育成を意識し、職務経験の付与、研修受講の促進、仕事と家庭生活の両立支援等を通じて、女性職員が上位職を目指しやすい職場環境の整備に努めます。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員 ※対象者なし

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	%	%	%	%
1 週間以上 2 週間未満	%	%	%	%
2 週間以上 1 月以下	%	%	%	%
1 月超 3 月以下	100 %	%	%	%
3 月超 6 月以下	%	%	%	%
6 月超 9 月以下	%	%	%	%
9 月超 12 月以下	%	100 %	%	%
12 月超 24 月以下	%	%	%	%
24 月超	%	%	—	—

【説明欄】

常勤職員の育児休業取得率は、男性・女性ともに 100%となっています。会計年度任用職員については、令和7年度は対象者がいませんでした。

取得期間については、男性は1月超3月以下、女性は9月超12月以下となっており、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりが進んでいる一方で、取得期間には差が見られます。

今後も、男女を問わず育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努めるとともに、業務分担の見直し、代替体制の確保、職場内の理解促進等により、希望する期間の育児休業を取得しやすい体制づくりを進めます。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8 時間 57 分／月
内部部局等以外	9 時間 14 分／月

【説明欄】

時間外勤務時間については、内部部局等と内部部局等以外で大きな差は見られないものの、引き続き勤務時間の適正管理が必要です。今後も、業務の平準化、事務改善、所属長による進捗管理等を通じて、時間外勤務の縮減及び職員の健康保持に取り組めます。